

埼玉県青少年相談員協議会費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、青少年の健全な育成を図るため、埼玉県青少年相談員協議会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助の対象となる事業は、埼玉県青少年相談員協議会の行う別表の事業とする。

(補助額)

第3条 前条の事業に対する補助額は、予算の範囲内において埼玉県知事（以下「知事」という。）の定める額とする。

(交付申請)

第4条 埼玉県青少年相談員協議会会長（以下「会長」という。）は、様式第1号による補助金交付申請書を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には様式第2号の事業計画書及びこの補助事業に係る歳入歳出予算書を添付するものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 第1項の申請書の提出期限は知事の指定する期日とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第4条の2 会長は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、補助金交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(交付の決定)

第5条 知事は、補助金の交付を決定したときは、様式第3号による補助金交付決定通知書を申請者に対し、速やかに交付するものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は概算払いとし、請求書の様式は様式第4号とする。

（事業内容等の変更）

第7条 会長は、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は、様式第5号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、補助事業ごとに20パーセント以内の増減とする。

3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 会長は、当該会計年度の3月31日までに様式第6号による事業実績報告書を知事に提出するものとする。

2 前項の実績報告書には、様式第7号による事業実績書及び歳入歳出決算書を添付するものとする。

（補助額の確定）

第9条 知事は、補助金の額を確定したときは、様式第8号の補助金交付額確定通知書を申請者に対し、速やかに交付するものとする。

（書類の整備等）

第10条 会長は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておくなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、この補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別 表

補助事業	補助対象経費
1 協議会運営事業 2 研修会開催事業 3 広報紙発行等広報活動 のための事業	報償費 旅費 消耗品費 会議費 印刷製本費 役務費 使用料 補助及び負担金

補助対象経費	経費の説明
報償費 旅費 消耗品費 会議費 印刷製本費 役務費 使用料 補助及び負担金	研修会講師謝金等 補助対象事業に要する旅費等 郵便料 保険代等 研修会場使用料等 地区連絡協議会補助 団体負担金

別 紙

暴力団排除に関する誓約事項

私は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

様式第1号（第4条関係）

令和 年度埼玉県青少年相談員協議会費補助金交付申請書

青 相 協 第 号
令 和 年 月 日

埼玉県知事

埼玉県青少年相談員協議会
会 長 氏 名

下記により令和 年度埼玉県青少年相談員協議会費補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 関係書類 様式第2号の「令和 年度埼玉県青少年相談員協議会事業計画書」及びこの補助事業に係る歳入歳出予算書

様式第3号（第5条関係）

令和 年度埼玉県青少年相談員協議会費補助金交付決定通知書

青 第 号
令和 年 月 日

埼玉県青少年相談員協議会会長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県
青少年相談員協議会費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 条件 補助事業の内容を変更（軽微な変更は除く）、
中止又は廃止する場合には知事の承認を受
けなければならない。

様式第4号（第6条関係）

令和 年度埼玉県青少年相談員協議会費補助金概算払い請求書

青相協第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

申請者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった標記
の補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 今回請求額 円
- 3 残額 円

4 口座の種類

金融機関名	支店（本店）名	口座名（○を付ける）	口座番号
		普通預金口座 当座預金口座	

口座名義人 _____

様式第5号（第7条関係）

令和 年度埼玉県青少年相談員協議会事業変更（中止・廃止）承認申請書

青相協第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

埼玉県青少年相談員協議会
会長 氏 名

令和 年 月 日付け青第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度埼玉県青少年相談員協議会事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、申請します。

記

1 理由

2 変更内容

（注）中止・廃止の場合は、2について記入を要しない。

様式第6号（第8条関係）

令和 年度埼玉県青少年相談員協議会事業実績報告書

青相協第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

埼玉県青少年相談員協議会
会長 氏 名

令和 年 月 日付け青 第 号で交付決定の通知を受けた令和 年度埼玉県青少年相談員協議会事業が完了したので関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 補助金の事業実績額 円
- 3 関係書類 様式第7号の「令和 年度埼玉県青少年相談員協議会事業実績書」及びこの補助事業に係る歳入歳出決算書

様式第8号（第9条関係）

令和 年度埼玉県青少年相談員協議会費補助金交付額確定通知書

青 第 号
令和 年 月 日

埼玉県青少年相談員協議会会長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け青第 号で交付決定し、令和 年
月 日付け 第 号で実績報告書の提出があった標記補助
金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規
則第15号）第14条の規定に基づき、下記のとおり交付すべき補助金の
額を確定したので通知する。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |